

第 154 回国会衆第 41 号に対する修正案

第 156 回国会衆議院内閣委員会可決

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則中「平成十六年一月一日」を「平成十七年一月一日」に改める。